

重 要

会員各位

平成 20 年 9 月 吉日
荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ

規約変更のご案内

拝啓 残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

早速ではありますが、アライオートオークショングループとして弊社規約を平成 20 年 10 月 1 日より、下記のとおり改定させていただきます。

今後、弊社と致しましてもオークションがスムーズに開催出来るよう努力して参りますが、ご利用会員皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【導入日】 平成 20 年 10 月 1 日

アライオークショングループ会場にて下記の規約内容を変更いたします。

【内容】

1. 出品票の有効期限記載期限と書類提出期限

＜ 変更前 ＞ 第 32 条

出品者は成約車両について、移転登録・抹消登録に必要な書類を下記の通りに提出していただきます。なお、不備の場合は受付けいたしません。

- 1 移転登録・抹消登録に必要な書類はオークション開催日当日から、8 日以内にアライ AA の当該開催事務局に提出していただきます。尚、譲渡書類は全国どこの陸運支局でも可能な書類とさせていただきます。
- 2 移転登録・抹消登録に必要な書類のうち、有効期限のあるものについては、事務局到着日より 30 日以上有効なもののみ受付けます（但し、福岡会場においては、オークション日の翌月末まで期限が有効なもののみ受付けます）。

また軽 2 輪（250cc 以下）については返納証明書にて提出して下さい。

書類の有効期限が規定期限未満（但し事務局到着日より 15 日以上あるもの）のものについては、落札者の承諾が得られたもの（出品者は落札者に対し早期名変手数料として 1 万円を支払うこととします）に限り受付けます。

ただし、出品票に有効期限の記入のあるものについては、成約時に落札者の承諾が得られたものとして受け付けます。(早期名変手数料の対象にはなりません)。

住民票、登記簿謄本、抄本等の有効期限は原則として発行日から3ヶ月とします。また、名義人死亡相続・法人解散等の書類は登録する陸運局により取扱いがことなりますので、自社名義にて出品して下さい。

＜変更後＞ 第32条

出品者は成約車両に必要な譲渡書類を下記の通りに提出していただきます。尚、譲渡書類は、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類とさせていただきます。

- 1 譲渡書類はオークション開催日当日から、8日以内にアライ AA の当該開催事務局に提出していただきます。

また、軽2輪(250cc以下)については返納証明書にて提出して下さい。

- 2-1 譲渡書類の有効期限は事務局到着日より30日以上あることとし、有効期限がオークション開催日当日より21日以上30日未満のものについては、出品票に有効期限を記入し、オークション開催日当日を含めて8日以内に提出したものに限り受け付けます。(提出期限を過ぎたものは、早期名変手数料の対象となります)

また、出品票に有効期限が規定より短いことの記入がないものは、落札者の承諾が得られたものに限り受け付けます。(出品者は落札者に対し早期名変手数料として10,000円を支払うこととします)

- 2-2 住民票、登記簿謄本、抄本等の有効期限は原則として発行日から3ヶ月とします。

また、名義人死亡相続・法人解散等の書類は登録する陸運支局により取扱いが異なりますので、自社名義にて出品下さい。

2. 名義変更期限の変更

＜変更前＞ 第32条

- 4 落札者が登録書類を受領した場合、受領した日より1ヶ月以内に移転登録の手続きを完了しなければなりません(但し、福岡会場においては、オークション開催日の翌月末までに移転登録の手続きを完了しなければなりません)。尚、名義変更届出の遅延が著しい場合は、参加取引停止等のペナルティを科すものとします。

軽自動車の税止め申告を忘れて名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合のペナルティは1万円とします。

(注1) 福岡会場においては、上記移転登録の遅延について下記のようなペナルティを科すものとする。

- 6 オークション開催日から6週間を経過しても、名義変更完了通知が未着の場合には、アライ AA で現在登録証明を取り寄せるものとし、その際の費用(3,000円)は落札者負担とします。また、その時点で名義変更未了の場合は下記ペナルティを科すものとします(福岡会場は除く)。

名義変更コピー未着ペナルティ(軽自動車も含みます)

開催日から6週間以降10,000円

以降週ごとに10,000円加算

＜ 変更後 ＞ 第 32 条

- 4 落札者が譲渡書類を受領した場合、オークション開催月の翌月末までまたは、譲渡書類の有効期限以内（30 日未満のもの、出品票に有効期限未記入のものは除く）に移転登録の手続きを完了しなければなりません。尚、名義変更届出の遅延が著しい場合は、参加取引停止等のペナルティを科すものとします。

軽自動車の税止め申告を忘れ、名義変更後、旧名義人に課税が発生した場合は、ペナルティ 10,000 円を科すものとします。

- 6 オークション開催月の翌々月 5 日（休館日の場合は、翌営業日）までに名義変更完了通知が未着の場合は、アライ AA で現在登録証明を取り寄せるものとし、その際の費用（3,000 円）は落札者の負担とします。また、その時点で名義変更未了の場合はペナルティを科すものとし、オークション開催月の翌月末以降 10,000 円、以降週ごとに 10,000 円加算いたします。（軽自動車の場合は上限 100,000 円）

3. 移転登録書類遅延ペナルティの変更

＜ 変更前 ＞ 第 33 条

- 1 出品者が移転登録に必要な書類の引渡しを遅延した場合は、次表の通り損害金を支払わなければならないものとします。

9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円
16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円
23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円
30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円
37日以上の遅延の場合	週ごとに10,000円の加算

*但し、上限 100,000 円迄とします。

(注1) 上記期間は開催日当日より、事務局到着日までとします。

(注2) 上記ペナルティはアライ AA が出品者より徴収し落札者に支払うものとします。尚、落札者が車両代金の決済を遅らせた場合は、ペナルティを受け取る権利を失います。

＜ 変更後 ＞ 第 33 条

- 1 出品者が移転登録に必要な書類の引渡しを遅延した場合は、次表の通り損害金を支払わなければならないものとします

9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円
16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円
23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円
30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円
37日以上の遅延の場合	週ごとに10,000円の加算

(注1) 上記期間は開催日当日より、事務局到着日までとします。

(注2) 上記ペナルティはアライ AA が出品者より徴収し、落札者に支払うものとします。尚、落札者が車両代金の決済を遅らせた場合は、ペナルティを受け取る権利を失います。

＜ 変更前 ＞ 第 33 条

- 書類遅延日数 23 日以上の場合、落札者はこの当該落札車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者はペナルティの他に実費（落札手数料、陸送費、加修費等）を負担していただきます。但し、販売利益は含まないものとします。
- 書類遅延日数 23 日以内に出品者が成約された車両の書類の引渡しをできないないために、キャンセル希望と連絡があった場合、この当該落札車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者はペナルティ 100,000 円の他に実費（落札手数料、陸送費、加修費等）を負担していただきます。但し、販売利益は含まないものとします。

＜ 変更後 ＞ 第 33 条

- 書類遅延日数 23 日以上の場合、落札者はこの当該落札車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者はペナルティ 100,000 円の他に実費（落札手数料、陸送費、加修費等）を負担していただきます。但し、販売利益は含まないものとします。
- 成約された譲渡書類の引渡しをできないために、出品者よりキャンセル希望と連絡があった場合、この当該落札車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者にペナルティ 100,000 円の他に実費（落札手数料、陸送費、加修費等）を負担していただきます。但し、販売利益は含まないものとします。

4. 譲渡書類紛失の再交付

＜ 変更前 ＞ 第 34 条

- 譲渡書類紛失による再交付（再交付できない場合もあります）の場合、上記差替手数料の合計金額+実費を落札者が負担するものとします。但し、自賠償保険は、再交付できません。

＜ 変更後 ＞ 第 34 条

- 譲渡書類紛失または、盗難等による再交付は、アライ AA より出品者に依頼し旧所有者と連絡が取れた場合に限り、上記手数料の合計金額+実費を落札者が負担するものとします。但し、自賠償保険は、再交付できません。
- （追記）** 出品者において譲渡書類の再交付ができない明らかな事由がある場合には、再交付をする義務を負わないものとします。

5. 軽課、重課税等の自動車税の扱い

＜ 追記 ＞ 第 38 条（自動車税）

- 自動車税の軽課、重課税等の申告があった場合、当該開催事務局に連絡し確認が取れたもののみ再精算できるものとします。

以上